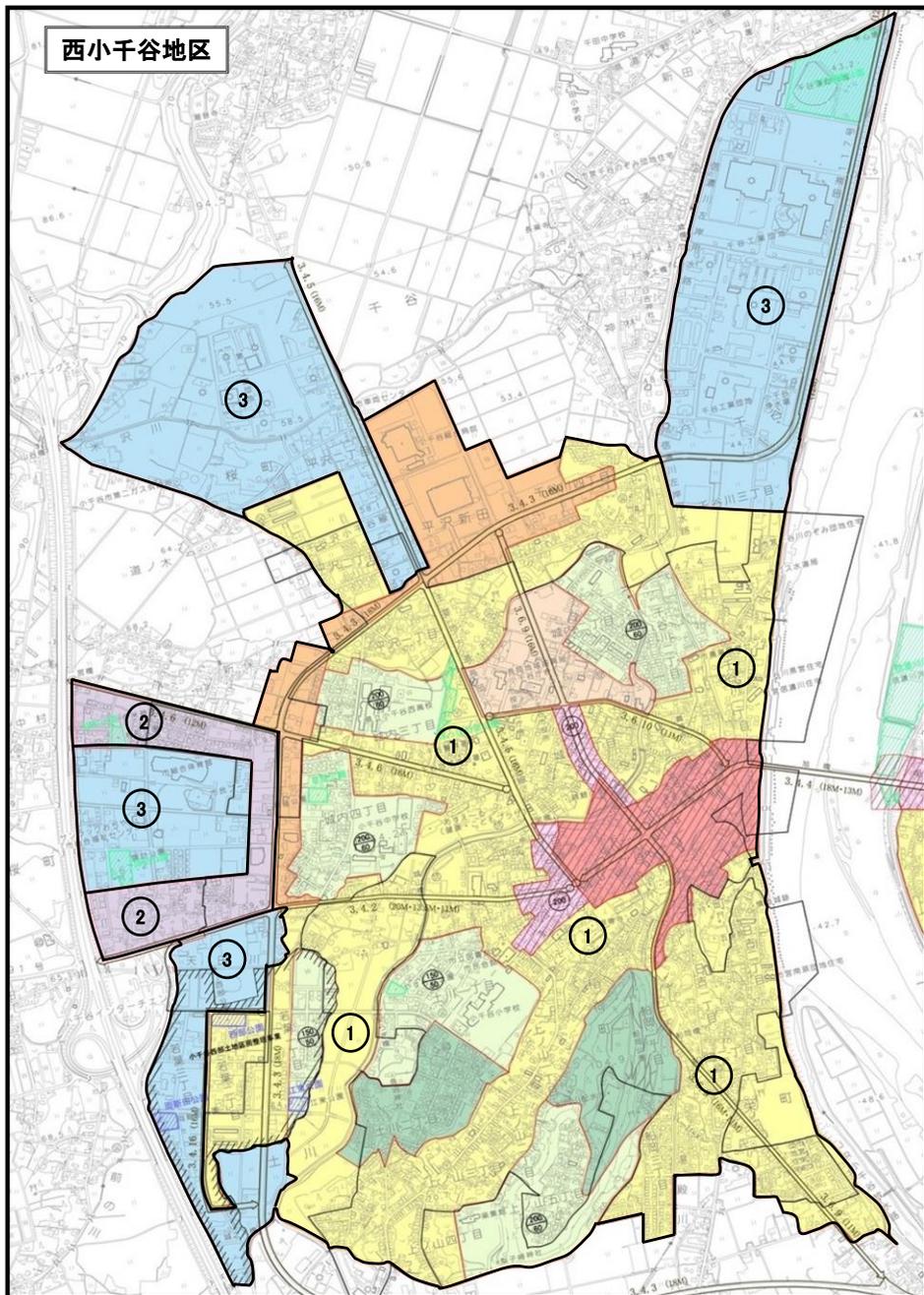


# 悪臭防止法に基づく規制地域図（令和8年3月12日現在）

No.1



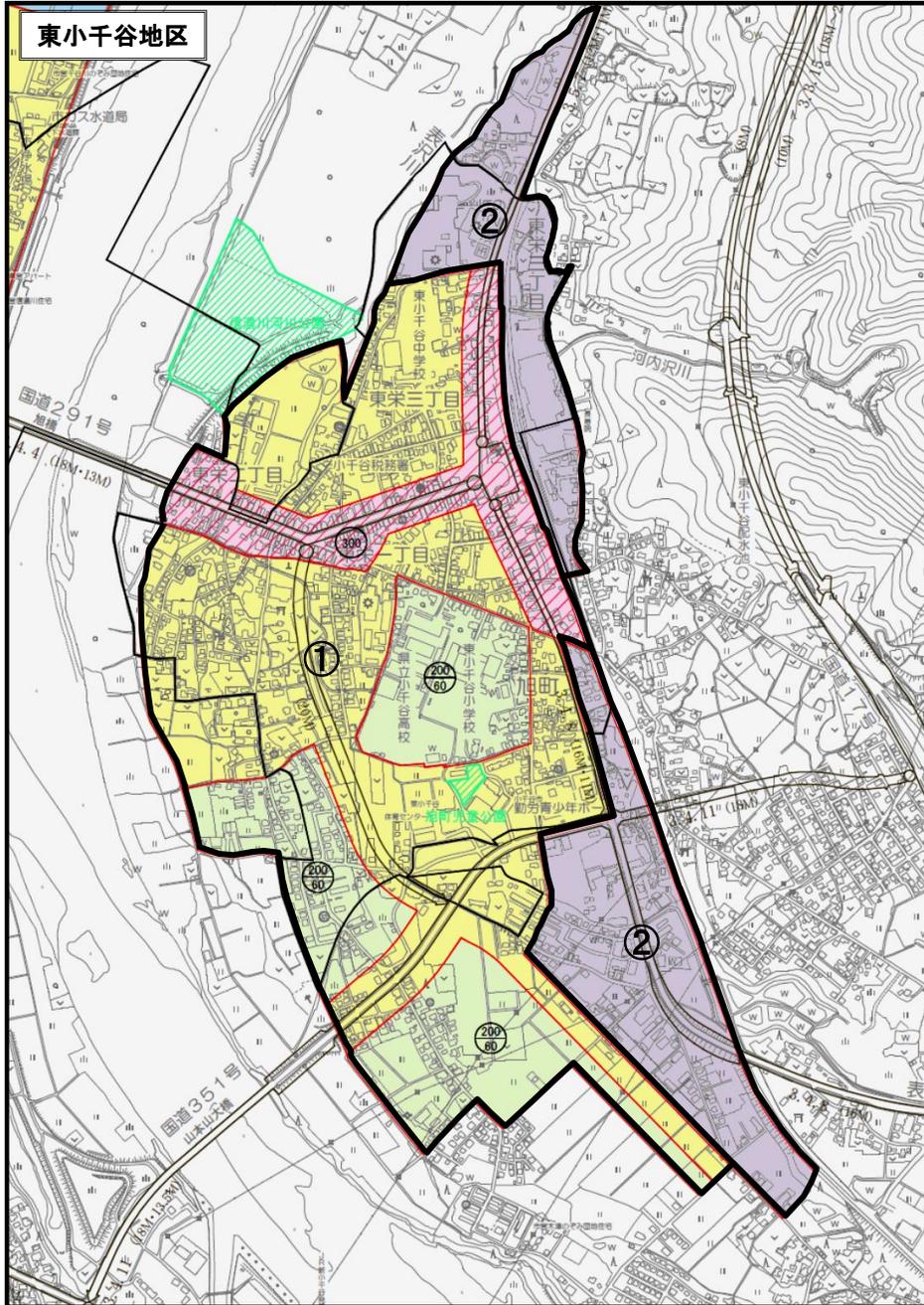
用途地域	規制地域	
第1種低層住居専用地域	第1種地域	①
第1種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域	第2種地域	②
工業地域	第3種地域	③

区域の区分	悪臭防止法第4条	
	第2項第1号	第2項第3号
	臭気指数（許容限度）	臭気指数（許容限度）
第1種区域	10	26
第2種区域	12	28
第3種区域	13	29

悪臭防止法第4条第2項概要	告示一覧
<p>【第2項第1号】 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準</p> <p>【第2項第1号】 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準</p> <p>【第2項第3号】 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質である水で当該事業場から排出されるものの敷地外における規制基準</p>	<p>■用途地域 令和3年3月30日 小千谷市告示第 31号</p> <p>■規制地域の指定 令和8年3月12日 小千谷市告示第 27号</p>

# 悪臭防止法に基づく規制地域図（令和8年3月12日現在）

No.2



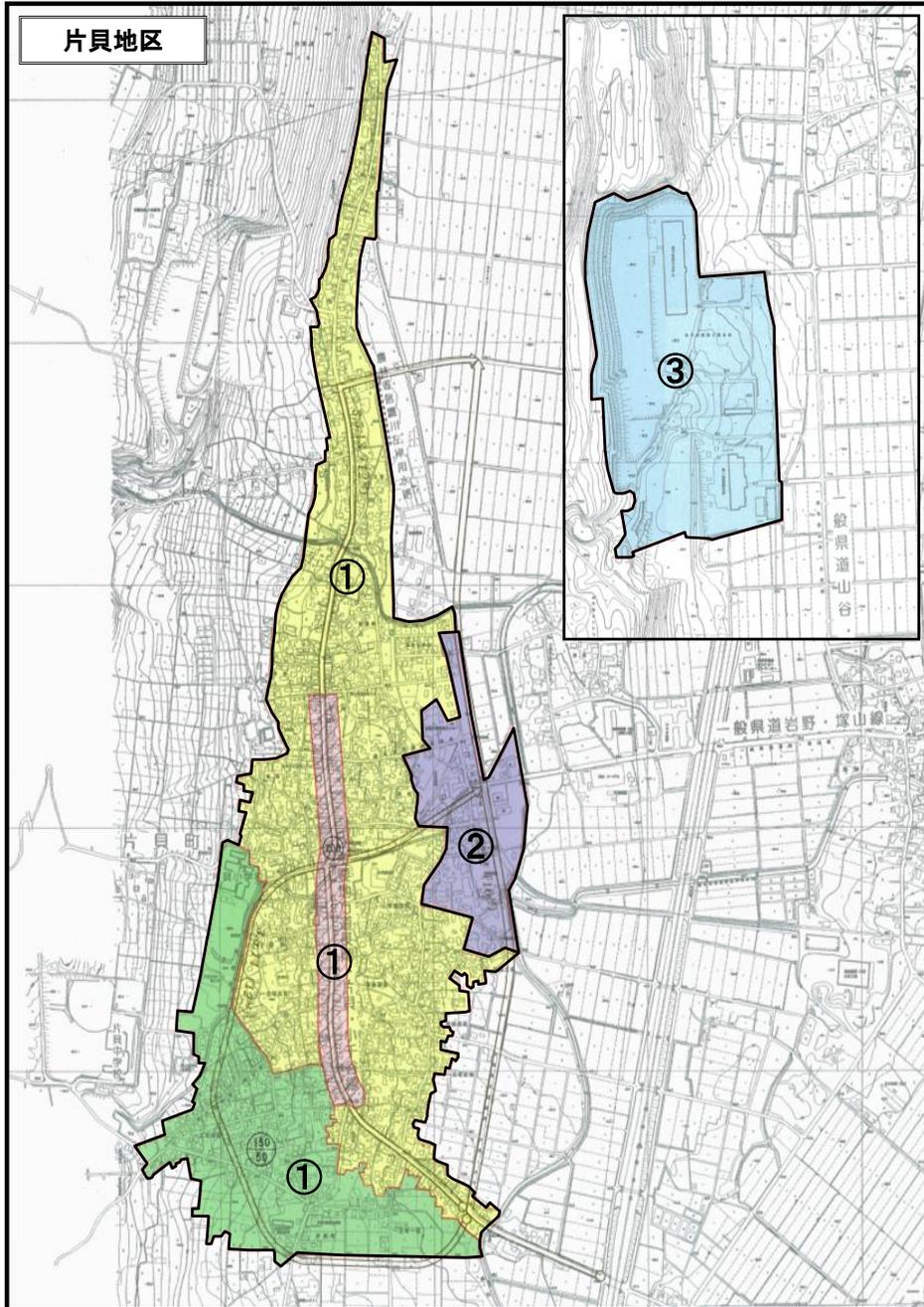
用途地域	規制地域	
第1種低層住居専用地域	第1種地域	①
第1種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域	第2種地域	②
工業地域	第3種地域	③

区域の区分	悪臭防止法第4条	
	第2項第1号	第2項第3号
	臭気指数（許容限度）	臭気指数（許容限度）
第1種区域	10	26
第2種区域	12	28
第3種区域	13	29

悪臭防止法第4条第2項概要	告示一覧
<p>【第2項第1号】 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準</p> <p>【第2項第1号】 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準</p> <p>【第2項第3号】 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質である水で当該事業場から排出されるものの敷地外における規制基準</p>	<p>■用途地域 令和3年3月30日 小千谷市告示第31号</p> <p>■規制地域の指定 令和8年3月12日 小千谷市告示第27号</p>

# 悪臭防止法に基づく規制地域図（令和8年3月12日現在）

No.3



用途地域	規制地域	
第1種低層住居専用地域	第1種地域	①
第1種中高層住居専用地域		
第1種住居地域		
第2種住居地域		
準住居地域		
近隣商業地域		
商業地域		
準工業地域	第2種地域	②
工業地域	第3種地域	③

区域の区分	悪臭防止法第4条	
	第2項第1号	第2項第3号
	臭気指数（許容限度）	臭気指数（許容限度）
第1種区域	10	26
第2種区域	12	28
第3種区域	13	29

悪臭防止法第4条第2項概要	告示一覧
<p>【第2項第1号】 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質である気体で当該事業場から排出されるものの当該事業場の敷地の境界線の地表における規制基準</p> <p>【第2項第1号】 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質である気体で当該事業場の煙突その他の気体排出施設から排出されるものの当該施設の排出口における規制基準</p> <p>【第2項第3号】 事業場における事業活動に伴って発生する悪臭原因物質である水で当該事業場から排出されるものの敷地外における規制基準</p>	<p>■用途地域 令和3年3月30日 小千谷市告示第 31号</p> <p>■規制地域の指定 令和8年3月12日 小千谷市告示第 27号</p>